

# 福祉医療制度に関するお知らせ

重度の障害者、ひとり親家庭および乳幼児のおられる家庭の経済的負担の緩和を図り、安心して医療を受けることができるよう、県と共同で事業を実施しています。

国の税制改正に伴い、平成24年度市県民税の0歳から15歳までの年少扶養控除および16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、今年度の福祉医療制度における所得判定は、年少扶養控除等の廃止による影響が生じないように、税制改正前と同様に扶養控除があるものとみなして所得判定を行います。

## ◎福祉医療費受給者証の更新手続き等

### 重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月29日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは必要ありません。

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、7月1日から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

#### ◎持参するもの

更新申請書、障害の程度を証明するもの(障害者手帳等)、健康保険証、印判

#### ◎申請場所

- 小野田地区にお住まいの人 ▶高齢障害課
- 厚狭・出合・厚陽校区にお住まいの人  
▶山陽総合事務所市民窓口課
- 埴生・津布田校区にお住まいの人 ▶埴生支所

【問い合わせ先】高齢障害課(82-1170)

### 乳幼児医療費助成制度

現在、乳幼児医療費受給者証を持っている人で、乳幼児の父母の平成24年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人は、自動更新処理を行い、7月下旬に新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは必要ありません。所得要件に該当しなかった人には、非該当通知を送付します。

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、8月1日から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

#### ◎お願い

健康保険証に変更があった場合は届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。

【問い合わせ先】こども福祉課(82-1175)

### ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割額非課税の世帯で、18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童が対象です。現在受給者証を持っている人は、6月29日までに更新手続きをしてください。

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、8月1日から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

#### ◎持参するもの

更新申請書、福祉医療費受給者証(持っている人)、健康保険証、印判

#### ◎申請場所

こども福祉課、山陽総合事務所市民窓口課、南支所、埴生支所、公園通出張所

【問い合わせ先】こども福祉課(82-1175)

